

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	地方税及び保険料の徴収等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は地方税及び保険料の徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和6年6月4日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	地方税及び保険料の徴収等に関する事務
事務の概要	地方税及び保険料の徴収等に関する事務
システムの名称	住民情報システム(収納管理)、滞納整理支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第1 第8項、第16項、第59項、第68項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号) 第8条、第16条、第46条、第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第19条第8号及び別表第二 (1)(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄が「市長村長」の項のうち、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) (2)(別表第二における情報照会の根拠) 27、82の項
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	総務部税制収納課
所属長の役職名	税制収納課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部税制収納課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	廿日市市総務部税制収納課 738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9110

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供実施の有無	未定	実施する	事後	重要な変更にあたらない
平成29年7月1日	基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供法令上の根拠	—	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7項及び別表第二 (1)(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄が「市長村長」の項のうち、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) (2)(別表第二における情報照会の根拠)27の項	事後	重要な変更にあたらない
平成29年7月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月30日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない
平成29年7月1日	しきい値判断項目 2. 取扱 いつ時点の計数か	平成27年3月30日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない
令和1年6月1日	関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	税制収納課長 田中 義一	税制収納課長	事後	重要な変更にあたらない
令和1年6月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない
令和1年6月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない
令和1年6月1日	リスク対策		新規項目	事後	重要な変更にあたらない
令和2年6月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日	事後	重要な変更にあたらない
令和2年6月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日	事後	重要な変更にあたらない
令和3年7月1日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	重要な変更にあたらない
令和3年7月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない
令和3年7月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない
令和4年3月11日	基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供法令上の根拠	(2)(別表第二における情報照会の根拠)27の項	(2)(別表第二における情報照会の根拠)27、82の項	事前	
令和4年7月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない
令和4年7月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない
令和6年5月30日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない
令和6年5月30日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない